

平成26年10月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ハ)第88号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年9月9日

判 決

京都府

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都文京区本郷三丁目33番5号

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

成 田 康 宏

三菱UFJニコス株式会社

佐々木 宗 平

主 文

- 1 被告は、原告に対し、92万7474円及び内90万9319円に対する平成26年3月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 原告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律名は「貸金業の規制等に関する法律」。）による登録を受けた貸金業者であった被告との間の金銭消費貸借契約に基づき、別紙計算書の「年月日」、「借入金額」、「弁済額」欄記載のとおり平成7年8月8日から同21年6月29日まで金銭の借入れと返済を繰り返してきた（以下、「本件取引」という。）が、利息制限法による制限超過利息を順次元本に繰り入れると90万9319円の過払金元金が生じているなどとして、被告に対し、不当利得返還請求

権にもとづき過払元金及び利息の支払を求めた事案である。

## 2 争点

- (1) 取引の分断
- (2) 消滅時効
- (3) 悪意の受益者

## 第3 当裁判所の判断

証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

- 1 原告は、被告との間で、平成4年3月31日、NICOS VIREO VISAと称するクレジットカード会員契約〔会員番号： ██████████  
██████████〕（以下、「本件基本契約」という。）を締結し、その契約には被告が設定する利用可能枠（限度額）の範囲内で繰り返し借入ができる金銭消費貸借に関する契約条項が含まれており、それにもとづき、少なくとも平成7年8月8日から同21年6月29日までの間に、別紙計算書の「年月日」、「借入金額」、「弁済額」各欄記載のとおり金銭の借入れと返済を継続してきた。

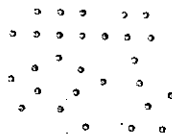
《甲2の1，甲2の2》

## 2 争点(1)について

被告は、本件取引は空白期間などから、平成12年9月27日までの取引、同13年10月19日から同14年7月29日までの取引、同15年9月27日から同17年4月1日までの取引及び同18年4月7日以降の取引と4つの別取引であると主張する。

しかし、前記のとおり、本件取引全体は本件基本契約にもとづくものである。

同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けとその返済が繰り返される金銭消費貸借取引においては、借主は、借入れ総額の減少を望み、複数の権利関係が発生するような事態が生じることは望まないのが通常と考えられるから、弁済金のうち利息制限法所定の制限を超える利息の支払分を元本に充当した結果当該借入金債務が完済され、これに対す



る弁済の指定が無意味になる場合には、特段の事情のない限り、民法489条及び491条の規定に従って、弁済当時存在する他の借入金債務に充当されるものであり（最判平成15年7月18日）、弁済によって過払金が発生しても、その当時他の借入金債務が存在しなかった場合には、上記過払金は、その後に発生した新たな借入金に当然に充当されるものということはできないが、この場合においても、少なくとも、当事者間に上記過払金を新たな借入金に充当する旨の合意が存在するときは、その合意に従った充当がされるものというべきである（最判平成19年6月7日）。

被告のクレジットカード会員契約には、本件基本契約も含め、被告が設定する利用可能枠（限度額）の範囲内で繰り返し借入れができるとの金銭消費貸借に関する契約の条項が含まれていることは、公知の事実である。

また、本件取引における弁済は、各貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、本件基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものであることは、本件取引経緯や、被告作成の計算書の貸付金額欄に「（貸し増し）」との記載があることなどからも明らかである。

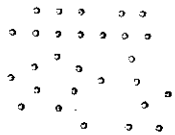
そうすると、本件基本契約は、同借入金債務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元金に充当した結果、過払金が発生した場合には、上記過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでも、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下、「過払金充当合意」という。）を含んでいるものと解するのが相当である（最判19年6月7日）。

よって、被告の取引の分断主張は採用できない。

《甲2の2》

### 3 争点(2)について

本件基本契約のように、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が、過払金充当合意を含む場合には、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、



特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行する（最判21年1月22日）。

本件取引において、過払返還請求権の行使についての特段の事情は存在せず、本件取引の最終日は、前記のとおり平成21年6月29日であるので、未だ10年の消滅時効期間は経過しておらず、被告の援用する消滅時効は完成していない。

#### 4 争点(3)について

貸金業者が借主に対して利息制限法1条1項所定の制限利息を超過した約定利率で貸付けを行った場合、貸金業者は、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができ、同規定の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領について貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについて、やむ得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される。

被告は、原告から返済を受けた都度、引き直し計算をしていた訳ではなく、いわゆる過払金の発生を認識してはいなかったと主張するが、仮にそうであっても前記特段の事情に該当せず、悪意の受益者と推定される。

民法704条の「悪意の受益者」は、民法所定の年5分の割合による利息を支払う義務があり、過払金の利息は、過払金が生じた時点から生じると解するのが相当である。

#### 5 相殺

以上により、原告は被告に対し、別紙計算書のとおり、平成26年3月3日時点で、90万9319円の過払金返還請求権及びこれに対する22万39

09円の利息請求権を有していた。

ところで、被告は原告に対し、JAカードと称するクレジットカード会員契約〔会員番号： ██████████ 〕に基づく立替金債権20万5754円を有していたので、原告は平成26年5月20日に、前記過払金返還請求権及びこれに対する利息請求権と前記立替金債権とをその最終取引日である平成26年3月3日をもって対当額で相殺した。

《甲2の1，甲3》

#### 第4 結論

以上によれば、平成26年3月3日時点において、過払金元金90万9319円及び過払利息1万8155円が生じていることが認められる。また、同月4日から支払済みまで年5分の割合による利息が生じることも認められる。

よって、原告の請求は理由があるので主文のとおり判決する。

なお、仮執行免脱の宣言は相当でないから付さないこととする。

木 津 簡 易 裁 判 所

裁 判 官      茶 谷 隆 夫

## 利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: XXXXXXXXXX 過払利率 5%  
 会員番号: XXXXXXXXXX  
 貸金業者: 三菱UFJニコス㈱

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H7.8.8	400,000		0.18				400,000		
2	H7.9.27		25,978	0.18	50	9,863	0	383,885	0	0
3	H7.10.27		19,347	0.18	30	5,679	0	370,217	0	0
4	H7.11.27		19,411	0.18	31	5,659	0	356,465	0	0
5	H7.12.27		18,867	0.18	30	5,273	0	342,871	0	0
6	H8.1.29		19,490	0.18	33	5,566	0	328,947	0	0
7	H8.2.27		18,108	0.18	29	4,691	0	315,530	0	0
8	H8.3.27		17,877	0.18	29	4,500	0	302,153	0	0
9	H8.4.30		18,963	0.18	34	5,052	0	288,242	0	0
10	H8.5.27		16,902	0.18	27	3,827	0	275,167	0	0
11	H8.6.27		17,677	0.18	31	4,195	0	261,685	0	0
12	H8.7.29		17,669	0.18	32	4,118	0	248,134	0	0
13	H8.8.27		16,718	0.18	29	3,538	0	234,954	0	0
14	H8.9.27		16,934	0.18	31	3,582	0	221,602	0	0
15	H8.10.11	30,000		0.18	14	1,525	1,525	251,602	0	0
16	H8.10.28		16,686	0.18	17	2,103	0	238,544	0	0
17	H8.11.27		47,297	0.18	30	3,519	0	194,766	0	0
18	H8.12.27		15,991	0.18	30	2,873	0	181,648	0	0
19	H9.1.27		15,943	0.18	31	2,775	0	168,480	0	0
20	H9.2.27		15,696	0.18	31	2,575	0	155,359	0	0
21	H9.3.27		14,921	0.18	28	2,145	0	142,583	0	0
22	H9.4.28		15,368	0.18	32	2,250	0	129,465	0	0
23	H9.5.27		14,633	0.18	29	1,851	0	116,683	0	0
24	H9.6.4	110,000		0.18	8	460	460	226,683	0	0
25	H9.6.27		14,705	0.18	23	2,571	0	215,009	0	0
26	H9.7.28		19,203	0.18	31	3,286	0	199,092	0	0
27	H9.8.27		16,710	0.18	30	2,945	0	185,327	0	0
28	H9.9.29		17,118	0.18	33	3,016	0	171,225	0	0
29	H9.10.27		15,816	0.18	28	2,364	0	157,773	0	0
30	H9.11.27		256,191	0.18	31	2,411	0	-96,007	0	0
31	H10.3.12	300,000		0.18	105	0	0	202,613	-1,380	0
32	H10.4.27		21,024	0.18	46	4,596	0	186,185	0	0
33	H10.5.27		16,950	0.18	30	2,754	0	171,989	0	0
34	H10.6.29		17,381	0.18	33	2,798	0	157,406	0	0
35	H10.7.27		16,039	0.18	28	2,173	0	143,540	0	0
36	H10.8.27		16,439	0.18	31	2,194	0	129,295	0	0
37	H10.9.28		16,391	0.18	32	2,040	0	114,944	0	0
38	H10.10.27		15,560	0.18	29	1,643	0	101,027	0	0
39	H10.11.27		15,696	0.18	31	1,544	0	86,875	0	0
40	H10.12.28		15,448	0.18	31	1,328	0	72,755	0	0
41	H11.1.27		15,033	0.18	30	1,076	0	58,798	0	0
42	H11.3.1		15,272	0.18	33	956	0	44,482	0	0
43	H11.3.29		14,250	0.18	28	614	0	30,846	0	0
44	H11.4.27		14,170	0.18	29	441	0	17,117	0	0
45	H11.5.27		14,074	0.18	30	253	0	3,296	0	0
46	H11.6.28		14,090	0.18	32	52	0	-10,742	0	0
47	H11.7.27		13,475	0.18	29	0	0	-24,217	-42	-42
48	H11.8.27		13,467	0.18	31	0	0	-37,684	-102	-144
49	H11.9.27		13,219	0.18	31	0	0	-50,903	-160	-304
50	H11.10.27		12,876	0.18	30	0	0	-63,779	-209	-513
51	H11.11.29		12,900	0.18	33	0	0	-76,679	-288	-801
52	H11.12.27		12,236	0.18	28	0	0	-88,915	-294	-1,095

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
53	H12. 1. 27		12,228	0.18	31	0	0	-101,143	-376	-1,471
54	H12. 2. 28		12,045	0.18	32	0	0	-113,188	-442	-1,913
55	H12. 3. 27		11,565	0.18	28	0	0	-124,753	-432	-2,345
56	H12. 4. 27		11,485	0.18	31	0	0	-136,238	-528	-2,873
57	H12. 5. 29		11,278	0.18	32	0	0	-147,516	-595	-3,468
58	H12. 6. 27		10,926	0.18	29	0	0	-158,442	-584	-4,052
59	H12. 7. 27		10,719	0.18	30	0	0	-169,161	-649	-4,701
60	H12. 8. 28		10,511	0.18	32	0	0	-179,672	-739	-5,440
61	H12. 9. 27		10,239	0.18	30	0	0	-189,911	-736	-6,176
62	H13. 10. 19	400,000		0.18	387	0	0	193,846	-10,067	0
63	H13. 11. 27		21,232	0.18	39	3,728	0	176,342	0	0
64	H13. 12. 27		18,424	0.18	30	2,608	0	160,526	0	0
65	H14. 1. 28		18,755	0.18	32	2,533	0	144,304	0	0
66	H14. 2. 27		17,992	0.18	30	2,134	0	128,446	0	0
67	H14. 3. 27		17,257	0.18	28	1,773	0	112,962	0	0
68	H14. 4. 30		18,568	0.18	34	1,894	0	96,288	0	0
69	H14. 5. 27		16,609	0.18	27	1,282	0	80,961	0	0
70	H14. 6. 27		17,365	0.18	31	1,237	0	64,833	0	0
71	H14. 7. 29		327,372	0.18	32	1,023	0	-261,516	0	0
72	H15. 9. 27	400,000		0.18	425	0	0	123,259	-15,225	0
73	H15. 10. 27		18,640	0.18	30	1,823	0	106,442	0	0
74	H15. 11. 27		18,704	0.18	31	1,627	0	89,365	0	0
75	H15. 12. 29		18,755	0.18	32	1,410	0	72,020	0	0
76	H16. 1. 27		17,725	0.18	29	1,027	0	55,322	0	0
77	H16. 2. 27		18,035	0.18	31	843	0	38,130	0	0
78	H16. 3. 29		17,812	0.18	31	581	0	20,899	0	0
79	H16. 4. 27		17,099	0.18	29	298	0	4,098	0	0
80	H16. 5. 27		17,128	0.18	30	60	0	-12,970	0	0
81	H16. 6. 28		327,372	0.18	32	0	0	-340,342	-56	-56
82	H16. 10. 26	400,000		0.18	120	0	0	54,023	-5,579	0
83	H16. 11. 29		19,792	0.18	34	903	0	35,134	0	0
84	H16. 12. 27		17,862	0.18	28	483	0	17,755	0	0
85	H17. 1. 27		18,481	0.18	31	271	0	-455	0	0
86	H17. 2. 28		18,524	0.18	32	0	0	-18,979	-1	-1
87	H17. 3. 28		17,257	0.18	28	0	0	-36,236	-72	-73
88	H17. 4. 1		351,008	0.18	4	0	0	-387,244	-19	-92
89	H18. 4. 7	500,000		0.18	371	0	0	92,984	-19,680	0
90	H18. 4. 9	300,000		0.18	2	91	91	392,984	0	0
91	H18. 5. 29		39,520	0.18	50	9,690	0	363,245	0	0
92	H18. 6. 27		26,495	0.18	29	5,194	0	341,944	0	0
93	H18. 7. 27		26,848	0.18	30	5,058	0	320,154	0	0
94	H18. 8. 28		27,740	0.18	32	5,052	0	297,466	0	0
95	H18. 9. 27		26,416	0.18	30	4,400	0	275,450	0	0
96	H18. 10. 27		26,200	0.18	30	4,075	0	253,325	0	0
97	H18. 11. 27		26,516	0.18	31	3,872	0	230,681	0	0
98	H18. 12. 27		25,768	0.18	30	3,412	0	208,325	0	0
99	H19. 1. 29		27,107	0.18	33	3,390	0	184,608	0	0
100	H19. 2. 27		24,824	0.18	29	2,640	0	162,424	0	0
101	H19. 3. 27		24,112	0.18	28	2,242	0	140,554	0	0
102	H19. 4. 27		25,400	0.18	31	2,148	0	117,302	0	0
103	H19. 5. 27	130,000		0.18	30	1,735	1,735	247,302	0	0
104	H19. 5. 28		25,177	0.18	1	121	0	223,981	0	0
105	H19. 6. 27		26,459	0.18	30	3,313	0	200,835	0	0
106	H19. 7. 27		26,179	0.18	30	2,971	0	177,627	0	0
107	H19. 8. 27		26,495	0.18	31	2,715	0	153,847	0	0
108	H19. 9. 27		26,271	0.18	31	2,351	0	129,927	0	0
109	H19. 10. 29		26,566	0.18	32	2,050	0	105,411	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
110	H19. 11. 27		24,804	0.18	29	1,507	0	82,114	0	0
111	H19. 12. 27		25,099	0.18	30	1,214	0	58,229	0	0
112	H20. 1. 28		25,875	0.18	32	916	0	33,270	0	0
113	H20. 2. 27		24,667	0.18	30	490	0	9,093	0	0
114	H20. 3. 27		23,962	0.18	29	129	0	-14,740	0	0
115	H20. 4. 28		25,176	0.18	32	0	0	-39,916	-64	-64
116	H20. 5. 27		23,544	0.18	29	0	0	-63,460	-158	-222
117	H20. 6. 27		24,256	0.18	31	0	0	-87,716	-268	-490
118	H20. 7. 28		24,032	0.18	31	0	0	-111,748	-371	-861
119	H20. 8. 27		23,364	0.18	30	0	0	-135,112	-457	-1,318
120	H20. 9. 29		24,463	0.18	33	0	0	-159,575	-609	-1,927
121	H20. 10. 27		22,070	0.18	28	0	0	-181,645	-610	-2,537
122	H20. 11. 27		23,140	0.18	31	0	0	-204,785	-769	-3,306
123	H20. 12. 29		23,333	0.18	32	0	0	-228,118	-895	-4,201
124	H21. 1. 27		21,874	0.18	29	0	0	-249,992	-906	-5,107
125	H21. 2. 27		22,470	0.18	31	0	0	-272,462	-1,061	-6,168
126	H21. 3. 27		21,068	0.18	28	0	0	-293,530	-1,045	-7,213
127	H21. 4. 27		22,031	0.18	31	0	0	-315,561	-1,246	-8,459
128	H21. 5. 27		21,427	0.18	30	0	0	-336,988	-1,296	-9,755
129	H21. 6. 29		572,331	0.18	33	0	0	-909,319	-1,523	-11,278
130	H26. 3. 31	205,754		0.18	1,708	0	0	-909,319	-212,631	-18,155

3,175,754 4,048,052





これは正本である。

平成 26 年 10 月 21 日

木津簡易裁判所

裁判所書記官 岩 橋 路 江

